



管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
20	<p>【内閣府】</p> <p>まずは住民基本台帳制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p>【個人情報保護委員会 加藤】</p> <p>個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、特定個人情報の提供の制限や提供の制限等の規定が取り分けられていること等から、個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である。</p> <p>仮に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付した場合には、成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が漏洩される恐れがある。また、法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。</p> <p>よって、個人番号を記載した住民票の写し等の交付については、住民票の写し等が様々な場面での住民の居住関係を公証するものであることや、先述した個人番号の性格に鑑み、同一の世帯に属する者以外の代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所宛に郵便等により送付することが適当である。</p>	<p>番号利用法第15条及び第19条の規定については重々承知しているところである。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(一)イ(エ)ロに於いて、変更された通知カードの取り分けにおいて、条件を満たせば代理人へも送付することが可能となっている。</p> <p>個人番号記載の住民票と通知カードはどちらも個人番号、住所、氏名、生年月日が記載されているが、取り扱いに差異が生じている。成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードの受け取りに関して同様ではないだろうか。</p> <p>個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代筆措置として位置づけられているのであれば、同様の取り扱いとすべきであるし、できないのであればその理由を明確に説明していただきたい。</p> <p>法定代理人と任意代理人で取り扱いを分けることが困難というのであれば、必要最小限の範囲という点も考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対して直接交付することを検討していただきたい。</p> <p>任意代理人に関しては、代理権の有無の確認が困難との懸念が想定されるが、対象を成年後見人に限定すれば、代理権に関する疑義は生じない。</p>	<p>【伊丹市】</p> <p>早業より法定代理人と任意代理人の区別に関しては審査を行っており、困難とは考えられない、高齢者も加算する点、義務課(成年後見人)には直接交付すべきである</p> <p>【東大阪市】</p> <p>法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により本人に送付するよう取扱いを分けるべきである。</p> <p>法定代理人は、個人番号利用事務の手続きや住民票等の交付申請を含む、法律行為に於いて、本人の責任に代わって代理権を有し、法律に基づいて代理権に基づいて行うことができる。よって、法定代理人からの個人番号を記載した住民票の写し等の請求は、本人の意思による請求ではないため、法定代理人に直接交付することを容認せず本人に転送する取扱いについて、悪意で法的に取替えることが難しい。また、成年後見人等については、郵便等の受け取りが不安定な場合がある事例が多く、そのような場合、本人に郵便等で送付することが、個人番号漏洩のリスクを減らす上で必要ではないかと懸念される。そのため、法定代理人の場合は直接交付することが適当と考えらる。</p> <p>その一方で、ご回答にある通り、任意代理人の場合は成りすまし等による個人番号漏洩のリスクが想定されるため、これだけで後見人へ郵便等により送付する取扱いのままで問題ないとも考えられない。また、法定代理人と任意代理人で取扱いを分ける事で市町村における代理権の審査が煩雑になるとのご回答をいただいているが、そもそも市町村の窓口では、個人番号の記載有無に関らず、代理人に住民票の写し等の交付を行う場合は、法定代理人であるか任意代理人であるかを判断した上で、それぞれの場合に応じた方法で代理権の確認を行っている。したがって、法定代理人の場合と任意代理人の場合で交付の方法を分けることが市町村における代理権の審査を煩雑にするものではないと考えらる。</p> <p>【平塚市】</p> <p>本提案は、特に成年後見人について、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できるかどうかの改正を求めるものです。</p> <p>今回示された総務省の回答では、「個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である」とする一方で、成年後見人への直接交付ではなく、本人(成年後見人)に郵便等で送付することとしています。</p> <p>しかし、回答に示された成年後見人への郵便等での送付では、本人による紛失等の危険性が高い。再度交付申請が必要となる危険性があること、回答の注釈に於ける紛失防止措置(2)が重いものと考えます。</p> <p>また、「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。」との回答については、登記事項証明書と運転免許証等を法定代理人(成年後見人)の本人確認資料とすることで、代理権は確認できるとも、審査の煩雑化にはつながらないと考えます。</p> <p>【筑後市】</p> <p>法定代理人(親権者、後見人)については、その者自身が請求者本人の住民票をもって、請求書(住民票の写し)を郵送し、本人に住民票の写しを交付し、後見人による成年後見人の成年後見人を行う権限を持ち得ているため、請求者本人の住民票を取得する必要がある。特に後見人に関しては、後見人の住所宛に送付することにより、住民票の紛失のリスクが生じる。法定代理人に基づいては、直接交付することを含め、代理権の審査について、住民基本台帳法第15条に基づき、請求を明らかにする書類を提示又は提出(後見人)に関しては、後見登記等の登記事項証明書の原本及び免許証による本人確認、郵便等に関しては、戸籍での結婚確認及び免許証等による本人確認)を求めるなどし、現在も確認を行っているため、窓口交付にならないようご配慮になるものではない。</p> <p>【松戸市】</p> <p>法定代理人や任意代理人に該当するかの審査は、マイナンバー入りの住民票交付に係らず行っている業務であり、提案どおりの運用は可能かと思います。</p> <p>【江戸川区】</p> <p>「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。」との指摘に対して、市町村窓口においては、通常の住所異動届出及び各種証明書発行申請時において、任意代理人及び法定代理人からの申請を受け付けており、代理権の審査についても日常的に実施している。このため、「代理権の審査が煩雑になり、困難である」との理由は適当ではない。</p> <p>また、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」では、市町村に送附された通知カードを交付する「あり」、法定代理人への直接交付を認める「なし(一)イ(エ)ロ」(二)ロ、個人番号記載の住民票の交付においても、同様に法定代理人への直接交付を認めるべきと考えらる。</p> <p>【山形市】</p> <p>任意代理人と法定代理人では住民票の写し請求時の証明資料が異なるため、取り扱いを分けることは可能と考えらる。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして取扱いされる等の運用等を整理していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう整理していただきたい。</p> <p>【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】</p> <p>○ 総務省において、死亡者のマイナンバーが関係する事象で必要となる理由を確認した上で、法定審査における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特殊の請求を行った場合に於けるマイナンバーが記載された住民票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員への対応が円滑になるようにしていただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の範囲に含めていただくか整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保護金が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求められているが、相続人が死亡者のマイナンバーを踏まえてマイナンバーが記入できなくても保護金を請求できることを明確化していただきたい。</p> <p>【マイナンバー制度における住民票情報の取付方法の適正化】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムとの仕組みから生じる、同一住所地の申請書以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請書以外の世帯についてはマイナンバー上の情報連携の限度として表示されないよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 総務省において、住民基本台帳ネットワーク情報提供ネットワークの適正化において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接世帯の世帯情報を収集することができる措置すべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、同一住所地の申請書以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマネーボール上の情報連携の限度として表示されないようにするために、マネーボールの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するご検討を行い、取組のシナジーを改善すべきではないか。</p>		

個人情報保護委員会 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								その他(特記事項)	団体名	支障事例
31	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成26年8月版改訂版)」(以下「ガイドライン」という。))において示す事務フローの正当性について、法制上、整理し、関係法令の改正等所要の措置を取ること。あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)	【ガイドラインに示される事務フロー】多くの事務手続きに使用される住民票原本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)を唯一とした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、①住民ネットワークによって(申請者と同一住所検索)を実施②「住所・個人番号等」を、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会③関係機関の世帯コードで、同一世帯を特定この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出ていない場合や申請者が「住所」を誤入力しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナポータルに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続きを行ったか、漏れが確認し得る状況となってしまう可能性がある。【支障事例】上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続きにおいて、住民票の添付を省略できない。・申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用することは、個人情報保護条例上制限されている。個人情報の過剰利用となるおそれがある。・申請者の行政手続きの状況を第三者が確認し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。	行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。	住民基本台帳法、社会保障・投票者制度における情報連携	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	千葉県、神奈川県	茨城県、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大塚市、伊丹市、鳥取県、福岡県、伊豆市、大村市	○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べたため住民ネットワークを使用した場合に仮に全く業務・関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務・関係のない人からの照会結果に悩まされ、なぜ住民ネットワークを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要がある。かえって事務が増えている。○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを通知し同一世帯を抽出可能にするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係情報を連結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすると、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。○申請を受けたい照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。必要に応じて、法制上整理し、関係法令の改正等所要の措置を取ること。また、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
31	<p>【内閣府】</p> <p>まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p>【個人情報保護委員会 総務省】</p> <p>○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住基ネット」を活用して同一住所の世帯を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出し、②「本」の後、これらの世帯について情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携により同一世帯者を洗い出すことによる方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正は必要ないもの。</p> <p>① 住基ネットを活用して同一住所者を検索することについて</p> <p>マイナンバー法第14条第2項においては、個人情報利用事務実施者は「個人情報利用事務を処理するため必要があるときは、住民基本台帳法第30条の4の1第3項の規定により、権利に対し繼續保存本人確認情報の提供を求めることができる」とされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯者ではない方について、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に提供することも、情報連携を行う事業者の一環として、将来的な受動的な交換のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で提供されるべきものであると解される。</p> <p>② 住基ネットで抽出された同一住所の世帯を情報連携することについて</p> <p>マイナンバー法第19条第7項においては、情報照会者は「(別表第二の)第二欄に定める事務を処理するために必要な一定個人情報への提供を求める」とされており、請求書に記載されている者のほか同一世帯者が存在しないことを確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。</p> <p>○なお、基本的には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認や行先は対応を考慮しながら、具体例にどのような手続において、世帯確認に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。</p>	<p>ガイドラインに示された手法では、例えばシェアハウスに居住する者が難病の特定医療費の認定申請を行った場合、世帯情報を確認するため、①住基ネットでの同一住所検索により同一住所者を抽出し、②「本」の後、これらの世帯について情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携により同一世帯者を洗い出すことによる方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正は必要ないもの。</p> <p>① 住基ネットを活用して同一住所者を検索することについて</p> <p>マイナンバー法第14条第2項においては、個人情報利用事務実施者は「個人情報利用事務を処理するため必要があるときは、住民基本台帳法第30条の4の1第3項の規定により、権利に対し繼續保存本人確認情報の提供を求めることができる」とされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯者ではない方について、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に提供することも、情報連携を行う事業者の一環として、将来的な受動的な交換のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で提供されるべきものであると解される。</p> <p>② 住基ネットで抽出された同一住所の世帯を情報連携することについて</p> <p>マイナンバー法第19条第7項においては、情報照会者は「(別表第二の)第二欄に定める事務を処理するために必要な一定個人情報への提供を求める」とされており、請求書に記載されている者のほか同一世帯者が存在しないことを確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。</p> <p>○なお、基本的には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認や行先は対応を考慮しながら、具体例にどのような手続において、世帯確認に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。</p>	<p>【鳥取県】</p> <p>同一世帯でないものに係る本人確認情報はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる情報照会については、事前知事会から範囲で定められる旨の基幹系であるので、そのように取り扱うこととする。</p> <p>なお、従来の船による住民票の記載情報を得るために、住基ネット及び情報提供ネットワークによる情報照会の取付の取付が必要不可欠なことは、事前検討を行う上で非常に顕著であり、事務の効率化にもなっていないことから、早急に地方公共団体等に内容を確認し、住民票情報を得られる簡便な仕組みを構築して欲しい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報開示と互利に資する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の健全な発展性を、国民の理解・丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を維持、確立すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人情報記載の住民票の取扱い】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして採用されている件等の運用実態を整理していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。</p> <p>【住民基本台帳事務の住民票の写しの交付に係る請求者の規定の明確化】</p> <p>○ 総務省において、死亡者のマイナンバーが廃止上の準備が必要となる理由を確認した上で、法定継承における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合にマイナンバーが記載された住民票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員との対応が円滑になるようにしていただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の取得に際して生じているものか整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)及び金融庁において、保護金が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを通知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。</p> <p>【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 総務省において、住民基本台帳ネットワーク情報提供ネットワークの運用において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスできずとも、直接個別の世帯情報を収集することができよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナンバー上の改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>		



管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
156	<p>【内閣府】</p> <p>まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。</p> <p>【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、警察庁】</p> <p>単身世帯であった死亡者の法定代理人であった者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の除票の写しを交付することはできない。死亡者については、その世帯を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができない。死亡者と同一の世帯であった者に限られる。</p> <p>そもそも、個人番号照会事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調書等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。</p> <p>このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引き続き要請を行ってきたい。</p>	<p>○ 経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。」について、保険会社関係団体へ要請を継続してまいりますようお願いいたします。併せて、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が確認したいとする時に住民票の除票の写しの請求が行われるが、マイナンバーの記入が無くとも保険金が請求できることを明確化していただきますようお願いいたします。</p> <p>○ 加えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意事項の周知について御検討くださいようお願いいたします。</p>	<p>【所求市】</p> <p>保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が関係でない場合には記載を省略する旨の広報周知を行っていただきたい。</p> <p>【宮崎県】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分でないと思われるので、各市町村から引継ぎの要請をお願いしたい。</p> <p>【江戸川町】</p> <p>窓口業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票を請求されるケースがある。このようなことが起きぬよう、保険会社関係団体に対して、「保険等既加入者へ個人番号の提出を求めること」及び「死亡者の個人番号の提出が必要無いこと」を周知徹底するべきと考えも。</p> <p>また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている世帯等の運用実態を整理していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。</p> <p>【住民基本台帳事務の住民票の写しの交付に係る請求者の規定の明確化】</p> <p>○ 総務省において、死亡者のマイナンバーが除票上の記載に必要な理由を確認した上で、法定継承における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員との対応が円滑になるようにしていただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の取得に際しては生きているのかを整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを擁護できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。</p> <p>【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナンバー以上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 総務省において、住民基本台帳ネットワーク情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナンバーの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>		



管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
101	<p>【内閣府】 まずは、独自利用事務を所管する個人情報保護委員会及び地方税関係情報を所管する総務省において検討いただくのと考えている。 【個人情報保護委員会、総務省】 ①地方税法上の守秘義務については、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその職務に關して知り得た情報を漏らした場合には、違次の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。 ②地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税情報の提供を行うことが許容されている。 ①地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する資料検査権等が規定されており、かつ他の官公署への情報提供請求者が当該法令に規定されている場合 ②地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合 ③これを踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が解除される場合に限って可能とされている。 ④この点、独自利用事務は、法定事務の模倣法令の趣旨目的、法定事務の内部に準ずる事務であり、当該独自利用事務が①の要件に該当することが担保されていないことから、②によって本人の同意を得ることとしており、その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第99条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に規定している。 ⑤なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体にお示ししている。</p>	<p>個人情報保護委員会及び総務省の回答では、独自利用事務は地方税法上の守秘義務が解除される要件である「地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する資料検査権等が規定されている場合に該当しない。その一方の要件である「地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくもの」とあり、照会対象者本人の同意がある場合に「地方税法上の守秘義務が解除される。規則はこれについて制定しているとのことである。しかし、マニフェスト制度の導入目的である行政情報の効率化及び市民サービスの向上の観点から、同意不要である法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務(例えば、「児童手当(法定事務)」と「加齢事務(独自利用事務)」)については、同意不要としなければ、手続の簡素化による負担の軽減(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第1条)にはつながらない。具体的には、児童手当で配偶者の同意が不要のため事務手続を省略したとしても、加齢事務については本人同意が必要のため事務手続を終えることができず、窓口から一度持ち帰り、配偶者本人に同意書を書き留めてもらってから、郵送又は再度窓口に出すことになる。また、独自利用事務は、法定事務と趣旨又は目的が同一で、かつその事務内容が法定事務と類似性のあるものに限り情報連携を行う上である。このことを踏まえると、法定事務が同意不要である場合、法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務について、規則の改正を行うことで、本人同意を不要とするとはできない。また、規則改正で対応できないということであれば、番号法に規定し、制度改正で対応することはできない。</p>			<p>【大牟田市】 ○本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを地方公共団体に示しているとの回答がなされているが、例えば「配偶者申請書」に同意書欄を設けたとしても、「子ども医療」の場合は「父及び母」、「ひとり親家庭等医療費」が「重度障害者医療」の場合は「申請者(受給者)及び同居家族」の自署が必要となるため、一度の来庁で手続きが完了しないことにはならない。また、世帯構成は受給者の転入等で変化するものなので、新規申請時には同意していなかった者の同意が年次更新時に必要となる場合も多々ある。 ○番号制度の普及のためにも、番号制度の目的である行政運営の効率化及び「国民の手続の簡素化による負担の軽減」を旨とし、本人同意なく地方税関係情報の照会が可能になる取り組みをぜひ行っていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。</p>